## 新型コロナウイルス感染症関係の現状・課題と施策の方向と取組について(再掲)

## 1 現状·課題

- 新型コロナウイルス感染症と社会(P35~36)
  - ・ 国立長寿医療研究センターが2020年4月に行った、全国8都府県に在住する 65~84歳の高齢者1,600人に対する、インターネットによる高齢者の身体活動 調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後で、1週間あたりの身体活動時間は約60分(約3割)減少し、運動を意識的に実施できていた高齢者は 50%という結果が報告されています。
  - ・ 高齢者は基礎疾患のある人が多く、新型コロナウイルスに感染すれば重症化する 可能性が高い一方で、自粛生活が、外出や運動、人との交流、社会参加の機会の 減少につながり、「閉じこもり」、「不活発」や「孤立」状態となり、その結果として、 要介護のリスクが高まることが予測されます。
  - ・県内でも新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者向けイベントが延期・中止となり、日課の散歩や買い物、友人との外食などを自粛している高齢者も多くなっているほか、自治体が主催する体操教室・介護予防教室や趣味の講座等はほぼ休止となっていました。
  - ・ また、住民が自主的に集まる住民主体の高齢者の通いの場については、県内 2,247か所で開催されており、参加者は38,183人にのぼりますが、感染症流行 期には多くが休止になり、高齢者の運動・交流の機会の減などの影響が生じてい ます。
  - ・このような状況を受け、各市町では、手紙や広報誌、パンフレット、DVD により、 自宅でできる運動や、健康チェック、栄養に関する情報を取りまとめ、民生委員・ 児童委員や地域サロンのリーダーが高齢者を訪問し、状態観察と併せて配布する などの対応がとられました。また、定期的に電話をし、会話の機会を持つなど、こ れまでの繋がりの継続と孤立を防ぐ活動が行われ、なかにはボランティアによる マスクづくりを行い、各戸に配布する例もありました。
  - ・ 高齢者の社会参加や介護予防活動、地域での支え合い活動について、感染予防 と両立する形での実施の在り方を検討し、啓発を行っていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行と認知症(P50)
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、人と人との直接的な交流等が制限されたため、認知症の啓発イベントや認知症ケアの研修等の中止、病院や施設等の面会制限がなされました。また、サービスの利用自粛や認知症カフェや介護者の会などの地域の居場所が休止となりました。
  - ・ 令和2年(2020年)の広島大学の調査結果では、介護サービスの制限等で、約4 割の施設や介護支援専門員が認知症の人に影響が生じたと回答し、在宅認知症 の人の半数以上が「認知機能の低下、身体活動量の低下等がみられた」と回答し ました。また、約7割の介護支援専門員が「家族が介護を行うことがあった」と回 答し、介護のために、家族が仕事を休むなど、心身の負担が増したことがわかりま した。
  - これらの負担感の増加と孤立した環境により、高齢者虐待が起こりやすくなることが懸念され、介護者が孤立しない環境づくりが必要となっています。
  - ・ また、認知症の人は感染防止対策としてのマスクの着用や、急激な環境変化への 対応が難しいことから、各施設等が環境や本人の状況にあわせて個々に対応する 必要があり、感染対策と認知症ケアの両立に向けて、平常時から、環境整備や対 応マニュアルなどを備えていく必要があります。

#### ○ 新型コロナウイルス感染症と介護人材(P66)

- ・ 感染症予防への対応が不十分な事例が見られることから、感染症予防に関する 知識や技術の習得を促進する必要があります。
- ・これらの感染予防対策に対する業務量の増加や先の見えない緊張感の連続により、介護従事者の負担感が増しています。
- ・ また、クラスター発生施設や職員およびその家族への嫌がらせや誹謗中傷、人権 侵害が発生しています。
- ・ 介護サービスは人との接触が多いことや、介護施設におけるクラスター発生の報道がなされることなどにより、求職者はもとよりその家族の介護業界に対する感染リスクへの不安感などが、人材の参入にマイナスに働くことが考えられます。
- <u>・ このほか、合同就職説明会や面接会の実施など、介護職員の採用や外国人材の</u> 受入れに向けた活動の機会を確保することが難しい状況にあります。
- ・これらにより、人材の不足や介護職員の離職に一層の拍車がかかる懸念があります。

### ○ 新型コロナウイルス感染症とサービス提供体制(P73)

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、マスク、消毒液等の衛生材料の品目 によっては、確保が難しい状況が見られます。
- ・<u>感染拡大に伴い、これまで以上に感染予防対策が求められ、衛生材料購入の伴</u> う経費負担や業務量増加に伴う人的負担が増大しています。
- ・ <u>感染症に関する基礎知識や、標準予防策など基本的な感染症対策に対する知識・技術の習得が不十分な職員が多く、適切な予防策を講じたサービス提供が十分ではない面があります。</u>
- ・ 感染拡大防止のための外出自粛による利用自粛のため、サービス利用が落ちこみ、事業所の経営に影響を与えています。
- ・ 利用自粛等により、状態像に変化が見られる利用者があり、利用再開にあたって 支援が必要となっています。

# 2 施策の方向と取組

#### 〇 取組方針

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行や自然災害に見舞われても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれるよう、防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりを支援します。(P39)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行などによる特別な対応や環境変化によって、日常の生活や認知症ケアができない場合も、認知症の人や家族等が自分らしく暮らせるための環境整備を進めます。(P51)
- ・ 新型コロナ感染症等の感染症の流行下にあっても、新しい生活様式にも対応して 誰もがいきいきと活躍できるよう、地域や多職種・行政等の支えあいや地域にお ける連携の多様化により、高齢者等が孤立せず、地域とつながりつづけられる体 制づくりを進めます。 (P57)
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行期にあっても、的確な介護の提供ができるよう、介護人材の確保、育成、定着を着実に推進します。(P67)
- ・ 各種サービスを適切に提供するために、感染症や自然災害に強いサービス基盤 づくりが必要となってきます。(P88)

### (1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症と社会づくり(P46)

- ・全ての市町で日常的に実施されている、住民主体の通いの場等を通じて、仲間 づくり・助け合いの関係性を醸成し、感染症が流行する状況であっても、高齢者を 人との接触から隔離してしまうのではなく、感染を防ぎつつ社会参加してもらえ る方法を検討するとともに、互いに気に掛け合える地域づくりを進めます。
- ・ 外出自粛が続く在宅高齢者を対象とした、アプリや動画を活用した運動プログラムや、web 会議ツールを活用した通いの場の運営など、多様な手段や選択肢を 踏まえて、運動や他者との交流の機会を増やす検討を行います。
- ・ 電話や ICT を活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができる よう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのための 取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。
- ・ 感染症に対する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行うことにより、高齢者自身の健康意識を醸成することと併せて、人との接触が可能となる環境づくりの支援を行います。

# (2)認知症の普及・啓発の推進と、認知症の人と家族等を支える地域づくり(P51,53)

- 非常時でも啓発活動や研修、交流事業や通いの場等が継続できるよう、web 会 議ツールの活用、開催場所での感染対策のノウハウなどの先進事例を共有します。
- ・市町等が実施する、家族等が利用できる社会資源の周知や情報提供をバックアップするとともに、非常時でも継続できるように、新型コロナウイルス感染症の流行などに対応した先進事例などの情報共有等を行います。

# (3)本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進(P58)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行下であっても、これまでと同様に医療介護サービスの提供、意思決定支援、人生の最終段階におけるケアを維持していく必要があることから、ICT を活用した医療介護関係者間の情報共有や、オンライン面会など「新しい生活様式」に沿いながらもケアの質を維持できるよう関係者と共に検討し、実践します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行下において、医療・介護従事者は、感染症に対す る正しい情報を入手し、療養者やその家族に伝えることにより、感染予防に自ら 取り組むとともに、安心した生活が送れるよう支援します。

## (4)<u>感染症に備えた職員の育成・確保(P70)</u>

- 介護従事者が感染症予防に関する知識や技術を身に付けられるよう、感染管理 認定看護師等による研修を実施するとともに、介護従事者のメンタルヘルスケア に係る相談窓口の周知などに努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行期にあっても、介護職員の確保・育成等の取組を着実に進めるため、オンラインを活用した就職説明会や面接会、各種研修などの実施を進めます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方の相談窓口を設置し、介護従事者が感染した場合の支援についても周知を図ります。

## (5)感染症や自然災害に強いサービス基盤づくり(P88~89)

・ マスク、消毒薬等の衛生材料を一定数備蓄し、新型コロナウイルス感染症が発生

した事業所に対して、衛生材料の支援を行います。

- ・<u>感染症に関する基礎知識や、標準予防策など基本的な感染症対策に対する知</u> 識・技術を習得する機会を提供します。
- <u>・ 新型コロナウイルス感染症発生時の初動の支援(衛生用品の支援、ゾーニングや</u> 消毒等指導)を行います。
- ・感染発生施設への他施設からの応援職員派遣を支援します。
- <u>・ 感染発生事業所の利用者への代替サービスの提供などの利用調整について、関</u> 係機関と連携し、サービス継続を支援します。
- ・ 応援職員の派遣や代替サービスの提供などの支援にあたっては、広域調整が可能となるよう、県内各圏域の事業者団体と協力し、体制を構築していきます。